

# 所在調査 よくある質問と回答

令和7年1月6日

## <被調査人に関する質問>

Q1. 被調査人が外国籍を取得しているのですが、所在を調査してもらえますか。

A1. 外国籍等の取得・選択により、日本国籍を喪失・離脱されているのであれば、お申し込みいただけません。新たに取得された国籍等の政府機関等にご相談ください。

Q2. 被調査人は亡くなったと聞いたのですが、最後の住所地を調査してください。

A2. 現在もご存命の方が調査対象となりますので、死亡した方について調査することはできません。

Q3. 生存が見込まれない人の情報（生前の住所地、相続人の有無など）を調べるにはどのような方法がありますか。

A3. 本来、調査されたい方の海外に在住されている日本国籍者である三親等内の親族で、現在も生存されている見込みがあれば、その方を調査対象者として所在調査を行うことは可能です。

Q4. 長い間、連絡をとっておらず、生存の有無について調べてほしいのですが。

A4. 所在調査を行うことは可能です。

Q5. 被調査人は海外にいるはずなのですが、滞在国・地域は分かりません。

A5. 調査対象国・地域について各種資料や証言から事前に特定してください。

Q6. 海外に長く住んでいる被調査人と、ここ一週間くらい連絡がとれないのですが。

A6. 電話が使えない状況（故障、盗難など）であったり、旅行や仕事などで長く家を空けられている可能性もありますので、しばらく時間を空けて再度連絡する等してください。ただし、事件や事故に巻き込まれた可能性が高い場合には、外務省又は海外の滞在先の在外公館（日本大使館又は日本総領事館）にご相談ください。

Q7. 被調査人が住んでいる場所は知っているのですが、様子を見に行ってほしいのですが。

A7. 所在が判明している方の調査はいたしかねますので、直接ご連絡（お手紙を含む）をお願いいたします。ただし、事件や事故に巻き込まれた可能性が高いなどの場合には、所在先の在外公館（日本大使館又は日本総領事館）にご相談ください。

Q8. 海外で亡くなった親族に子どもがいるかどうか、いる場合は連絡先を知りたいのですが。

A8. 戸籍に名前が記載されていない方であれば、日本国籍を有することが確認できないため、調査はできません。  
※戸籍に子どもの記載があれば、当該子どもについて所在調査の依頼を行うことは可能です。ただし、依頼人は、当該子どもから三親等内の親族となります。

## <調査依頼人に関する質問>

Q9. 友人と連絡がとれず、調査をお願いしたいのですが可能ですか。

A9. お申し込みいただける方はご親族に限られているので、ご友人の方からのご依頼はお受けできません。

Q10. 被調査人からみて三親等内の親族の全てが死亡していて、ほかに依頼人となれる人がいないので、いとこ（四親等）が依頼人となれますか。

A10. 三親等内の親族すべての死亡が確認できれば、四親等の親族からの依頼であっても調査をお受けします。なお、相続手続を目的とする場合で、法務局が発行する法定相続情報一覧の写しを提出いただいた場合には、同書類で確認できる範囲内の三親等内の全ての親族の死亡を確認することで調査をお受けします。

Q11. 私は日本国籍を持っていないのですが、三親等内の親族の所在調査のための依頼人になれますか。

A11. 三親等内の親族であれば、国籍に関係なく所在調査の依頼をお受けいたします。依頼人が外国籍の場合には、依頼人と日本国籍の被調査人との関係を証明する書類を提出してください。

### <提出書類に関する質問>

Q12. パソコン（プリンタ）がないため所在調査依頼書をダウンロード（印刷）できません。

A12. 返信用封筒を送っていただければ依頼書を郵送します。依頼書の郵送を希望する場合には、①返信用封筒（切手を貼付し、受取人の住所・氏名を記載してください。）、②所在調査の依頼書を希望する旨を記載したメモを同封の上、所在調査担当宛てに郵送してください。また、ご自宅にプリンタがない場合、各コンビニエンスストアでご利用いただけるネットワークプリントサービスもご活用ください。

Q13. 提出書類である戸籍謄本はコピーを送ってもよいですか。

A13. 戸籍謄本などは原本をもって確認をするため、コピーでは受け付けられません。

Q14. 戸籍謄本又は附票が発行から6か月以上経っていますが、受け付けてもらえますか。

A14. 受け付けられません。取得日が古い証明書の場合、調査に当たり確認する①日本国籍保有者であるか、②ご存命であるか、③住所地が記載されていないか等について現在も同じ状況か判断できないことがあるため、できる限り新しい情報から確認する必要があるため、発行から6か月以内のものと定めています。

### <調査自体に関する質問>

Q15. どのように調査しているのですか。

A15. 在留届（提出があった場合）及び旅券発給記録に海外に在住している情報があれば、その情報を基に対象国の在外公館から被調査人本人へ連絡し、連絡先開示の可否を確認しています。

### <調査結果や回答に関する質問>

Q16. どのくらいで回答を得ることができますか。

A16. 外務省で書類を受理してから、概ね1か月程度かかります。ただし、場合によっては数か月かかることもあります。

Q17. 調査の結果「所在不明」でした。自分（依頼人）は被調査人の親なので、何か外務省で持っている情報があれば教えてもらえますか。

A17. 本人に関する情報の開示については、依頼人が親族であっても、本人の同意を得る必要がありますので、仮に所在が判明したとしても、無条件に情報を開示することはできません。

Q18. 調査の結果「本人に連絡はとれたものの、情報開示について本人の同意が得られませんでした。」となっていたが、連絡先は入手できなくてもよいので、新たに伝言をお願いできますか。

Q18. 本調査は被調査人の住所地や連絡先を調べる制度なので、伝言については受け付けておりません。

Q19. 裁判所から親族の所在を調査するように言われたのですが、そのような場合でも、情報の開示には被調査人の同意が必要ですか。

A19. 裁判所から所在調査をするよう指示された場合であっても、親族からの照会である限り、被調査人本人の同意なしには情報を開示することはできません。

Q20. 頂いた調査結果の回答書で被調査人の住所を証明できますか。

A20. 調査を行った結果の回答であり、証明書ではありません。

Q21. 調査の結果「所在不明」でした。所在調査以外で調べる方法はありませんか。

A21. 外務省では所在調査のほか、官公署及び弁護士会からの、関連法令に基づく照会を受け付けています。詳しくは以下「法令に基づく個人情報の照会」をご覧ください。

[■法令に基づく個人情報の照会について](#)